

**Q1. 通訳をお願いできる内容は？**

A1. 聴覚障害者の生活にかかわること、例えば病院、学校、町内会、親や子どもの冠婚葬祭などです。詳しくは役場保健福祉課社会福祉係にご相談ください。

**Q2. 通訳を依頼する方法は？**

A2. 派遣申請書を窓口を持参いただくか、FAX又はeメールにより申請してください。

「役場保健福祉課 社会福祉係まで」

FAX:0166-82-3644 eメール:hokenfukushi@town.higashikawa.lg.jp

**Q3. 派遣依頼は何日前までに必要か？**

A3. 予定が分かっているならば出来るだけ早めにお申込み願います。

変更や中止の場合はすみやかにご連絡ください。

**Q4. 急に派遣が必要になった場合は？**

A4. 役場に直接来て頂くなど、役場担当者に直接連絡を取って下さい。

**Q5. 通訳を依頼する際に必要な内容は？**

A5. 以下の内容を記載下さい。(下記より様式ダウンロード可)

a. 通訳が必要な月日、時間(始まりと終わりの時間)

b. 通訳を必要とする場所

c. 通訳を必要とする内容(簡単でよいです)

**Q6. 通訳を依頼して、内容が他人に知られることはないですか？**

A6. 手話通訳者には守秘義務があります。通訳者が他人に情報を漏らす事はありません。

**Q7. 通訳を依頼する場合、費用は発生しますか？**

A7. お金はかかりません。